

な差があるんじゃないかと、こういつつに思うわけであります。

いずれにいたしましても、この四号訴訟につきましては改善途上の制度であるという認識に立つて本改正案が成立した後も引き続き検討を進めていただきたいと、こういつつに思っているわけでございますけれども、政府のお考えをいただければと思います。

政府参考人（安田充君） お答えいたします。

昨年末から今年の初めにかけてまして、住民訴訟制度の見直しの具体的な方向性について検討した有識者懇談会、こういつつものを開催いたしました。この取りまとめにおきまして、今回改正される制度の施行状況に鑑みて今後更に検討を行うべきとされている、こういつつものもあるということでございます。

政府といたしましても、今後も住民訴訟制度に関する運用状況を踏まえつつ、住民訴訟制度の有する違法な財務会計行為の抑止、是正効果と長や職員に対する責任追及の在り方がバランスの取れたものとなるよう検討を行ってまいりたいということに考えております。

古賀友一郎君 ありがとうございます。引き続きお考えいただけるということでございます。特に、この損害賠償請求権の放棄の問題でございます。午前中、これについては大分議論があり

ました。

その中で私はちょっと気になった議論があったのでここで指摘をさせていただきたいと思っております。でございますけれども、損害賠償請求権放棄を違法行為に由来する放棄と合法行為に由来する放棄とに分けて、違法行為は禁止をするけれども合法行為は例外的に認めようかという話があったわけでございますが、そもそも客観的な違法行為がなければ損害賠償請求権は発生をしないわけでありますから、違法、合法の区分けは私は意味がないというふうに思いました。

したがいまして、そういったことも指摘をさせていただく中で、このシステムが本来にその本来の趣旨に立ち返った合理的なシステムになることを心から望んでいるわけでございます。

今日は、高市大臣、一千日目ということでございます。まして、大臣にも通告申し上げておいた方がよかつたのかなと今反省をしておりますけれども、改正案が成立していない段階で申し上げるのもなんなんですけれども、今、安田局長とやり取りをさせていただきまして、高市大臣始め政務三役の方々におかれまして、今回の議論を受け止めていただきまして、是非引き続きこのより良き制度の構築に向けて御尽力いただければ幸いに存じます。

多少の時間が残っております。これ、通告して

いないので大変恐縮でございますけれども、高市大臣の御感想をいただければ幸いです。いかがでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） 千日ということで祝っていただき、ありがとうございます。また、御指導も賜り、ありがとうございます。

在職日数につきましては、まだ、片山元大臣が総務省発足前にまだ三省の大臣をお務めいただいておりますので、まだまだ背中を見ながら頑張らせていただきたいと思います。

さて、今様々な御指摘を賜りました。まずは、本法案を成立させていただきました暁には、適切に地方公共団体に対して助言も行い、しっかりと条例制定などに当たっても対応していただけますように私どもも努力をまいりますし、更に良い制度の構築に向けて努力をまいります。

ありがとうございます。

古賀友一郎君 ありがとうございます。

予定していた質問は全て終わりましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

那谷屋正義君 民進党・新緑風会的那谷屋正義でございます。

私も、過日の質問で、高市総務大臣は今の閣僚の中では最も長い大臣の一人ではないかというお話をやったら、ちょうど今日千日だというお話が

今ありまして、おめでとございませうというか、これからは是非頑張っていたらということをお願いをしておきたいというふうに思います。

そういう意味で、やはり、例えば私、冒頭、加計学園について質問をしますけれども、前回は森友学園のことも言いました。そして、今回、加計学園もそうなのですが、やはり今掛けられている様々な問題、あるいはいろんな動きが元文科事務次官からあつたりしましたけれども、こういう動きというのはもう多くの国民がやはり何かおかしいよということばもう間違いなく言っているわけですから、内部から、内閣の内部から、これはやっぱりもう正々堂々と何でもないんだということをお明かす、そういう手段をやっぱり取るべきだろうというふうに私は思っているところであります。

ちよっと、冒頭、こんな厳しい話するつもりじやなくて、最初は、まず、本法案の審議の前に最初に参考人質疑を今日午前中やっていただいたという事は、大変私は良かったなと。この審議に大変役に立つ参考人質疑で、委員長も言われていましたけれども、大変白熱したという、そういう参考人質疑はなかなかないと思うんですけれども、そういう議論をいただいたこと、これは全ての理事の皆さんに感謝をまず申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

その上で、これも午前中出てきたんですけれども、

も、何でこの法案が今更出てくるんだらうというのが非常に素朴な疑問としてあります。今までこういうことがなされていなかったのかどうなのかというところがあるんだらうと思います。

そこに、今度、この加計学園の問題でありますけれども、実はこの問題が大きくクローズアップされる中で、我々民進党の同僚議員も現地へ視察してまいりました。

そして、市民の方にお伺いした話の中で、実は今治市の財政というのは、小さな市ですから全国的に見ても大変厳しい状況にあると。財政健全化に最優先でいかなければいけない状況にあるにもかかわらず、愛媛県と今治市で獣医学部開設に九十六億の公費を支出するということが決まったと。特に今治市としては約三十六億七千四百万円を掛けたということ、これは単年度じゃないわけですから、しかし大きなお金を出した。これは今治市の一年間の総予算の中でも相当大きなウエイトを占める部分だろうというふうに思いますけれども、それを加計学園に無償譲渡するということ、それから、これを市長として、市として決断する上で、議会に、議論が十分に尽くされていないか、といったようなことも言われておりまして、市民の理解や同意が十分に得られることなしに一方的に進んでいる状況にあるというふうにその市民の方は言われておりました。強い不安と危惧を

持っていらつしやるそつであります。

全国的に自治体が学校法人を誘致して開学を支援するケースは幾つかあるということは承知をしていますけれども、この加計学園の場合にはその支援の範疇をはるかに超えて逸脱しているというふうに私は思います。地方自治の観点からしても明らかに自治体の財政を逼迫させて、毀損させる可能性もあるのではないかと、このように思っています。ありまして、この問題について、いろいろな委員会ですらやらせていただきますけれども、地方自治という観点から大臣としてはどのような見解をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

国務大臣（高市早苗君） まず冒頭に、那谷屋

委員からも御激励を賜り、ありがとうございます。加計学園の件でございますが、国家戦略特区諮問委員会のメンバーではございませんのでその詳細については申し上げるのは難しい立場でございますが、私が承知する限りのことでは、今治市が昭和五十八年から今治新都市開発事業に着手して以降取得した土地を高等教育施設用地と位置付け、以来、大学誘致を目指してこられたということでございます。

その上で、地方自治法上の手続で申し上げますと、今治市では、土地の無償譲渡については地方自治法第九十六条第一項第六号、校舎建設地の一部補助に係る予算については同項第二号に基づいて

て、平成二十九年三月三日に市議会の議決を経て行われたということでございます。

これは、法律の規定に基づいて、市民の代表であられる市議会の議決を経てなされたものでございますので、地方自治の観点からは市議会の議決が尊重されるべきものだと考えております。

那谷屋正義君 市議会の意見が尊重されるというのはそうなのですが、先ほど申し上げましたように、これは議会の冒頭に市長から突然おんと飛び出してきて、そしてそれを、ほとんど十分な審議をする間もなくこれを議会で決議したというふうな話が出てきたわけでありまして、今後、これ相当、今回の法案に絡んでいろんなことが出てくるのが想定されます。

例えば成田市が国際医療福祉大学を誘致したケースでは、市による総額約五十億円の費用負担は過大で公益上の必要性も認められない違法行為であるとして、市長を相手取って損害賠償や補助金の支出差止めを求める住民訴訟が起こされております。これはもう御存じだと思います。

加計学園の問題についても、今治市という地方公共団体による土地の無償譲渡という点で、市による土地の無償譲渡が不当であるという主張の下、住民監査請求や住民訴訟の対象となり得るケースではないかというふうに思います。

また逆に、ここまで話が進みながら、まだ、文

科省が八月ぐらいに最後認可下ろすかどうかということになるわけですけども、仮に下りなかつたとしたときに、今度は学園側の方から訴訟が起こってくるのではないかというふうな様々なことが懸念されるわけがあります。

本法律案では、条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能にしている、これはもう先ほどからの議論にあります。

この規定の適用というのは、各地方公共団体が定める条例の施行の日以降の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用されるというふうになつてはいるわけでありまして、これ今まだ施行されていませんけれども、こうした場合に住民監査請求を経て住民訴訟が提起され、また損害賠償を命じられるというような場合に、今回の法案に基づいて行われる条例ですから、これは今までのものを生かすということになるのか、それとももう既にここで、施行はされていないけれども法律が成立したので、これに基づいて免責が行われるのか、どちらになるのでしょうか。

政府参考人(安田充君) お答えいたします。現在御審議いただいております地方自治法等の一部を改正する法律案のうち、長などの損害賠償

責任の限定に係る改正規定でございますが、平成三十二年四月一日を施行期日といたしております。さらに、地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員などの行為に基づく損害賠償責任を適用対象といたしております。

したがって、委員御指摘の事例を含めまして、既に行われていた事例には本改正法案は適用されないということでございます。

那谷屋正義君 そうすると、やはり相当大きな問題が起こることも可能であるというふうなことが非常に心配されるわけがあります。

不適正な事務が行われた後の責任追及ということも重要ですが、これも午前中実は議論がありました。不適正な事務が行われないようにすること、これもやはり大変重要であるというふうに思います。

本法律案において、都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針、すなわち地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針を策定しなければならないというふうになっています。

私は、これ見ていて、今までそういうことがなかったのかなというのを非常に単純に思うわけですが、この適正なという言葉はよく使われる言葉なんです。法令遵守のみではなくて、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民

の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」「いわゆる地方自治法の第二条第十四項といった考え方を含めて考えるべきなのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

政府参考人（安田充君） 御指摘のとおり、適法性だけでなく、御指摘のございました十四項の規定等含めて適切な事務執行を図っていただく、こつこつという趣旨でございます。

那谷屋正義君 それが今まで行われていなかったからこつこつという法律を改正しようとしているのか、そこら辺がちょっとよく、いわゆる立法事実というやつですけれども、その辺のところがいま一つはつきりしないというのが私の本音であります。そして、そこで言うこの内部統制、よく雰囲気は分かるんです。例えば、総務省さんのこの法案を説明するときのポンチ絵なんか見ても、内部統制についてこつこつやっていると書いてあります。しかし、この内部統制という言葉は、実はこの法案の中には一言も触れていないですよ。そういう意味では、この言葉自身違和感をちょっと持っているわけでありませうけれども、都道府県知事、指定都市の市長はこれに関する方針を定めということが義務付けられておりますけれども、それ以外の市町村は努力義務となっております。

ただ、もし私の思いが違っていたらあれなんです

すけれども、これまでの様々なケースを見ると、むしろ小さな市町村の方がなかなかこの辺がうまく徹底できていなかった部分が多いように感じるわけでありませうけれども、この内部統制を今回改めて制度化する意図、意義について、まず大臣の見解をお伺いしたいと思います。

国務大臣（高市早苗君） 地方公共団体では、これまで、法令などに従った事務処理ですとか、それから地方公共団体の長による決裁規則などの各種規則の制定などによりまして事務の適正化の確保というのは図ってこられたものだと思っております。

しかしながら、このような仕組みがあるとしても、リスク管理という観点が十分に考慮されていないために、個人の能力任せですとか前例踏襲となつてその仕組みが十分に機能しておらず、適正に対応できなかったという事例も残念ながら見受けられております。

今回は、条文上は違った表現になっておりますが、民間企業において既に導入されている内部統制制度に倣つて同様の制度を地方公共団体に導入することによって、行政サービスの提供などの事務上のリスクを評価、コントロールして、組織として事務の適正な執行を確保する体制を整備、運用するというものでございます。

この内部統制制度によりまして地方公共団体に

おける組織的なリスク管理体制が構築されて、地方公共団体の長のマネジメント強化や事務の適正な執行による住民の信頼確保につなげていただくと考えております。

那谷屋正義君 そつこつことなんだろうと思つてますが、先ほど申し上げましたように、小さな規模、いわゆる小規模の市町村の場合、これは努力義務規定になっているわけですね、努力規定に。しかし、そこにも早急に効果的な、あえて申し上げれば内部統制体制の整備を進めることができるように適切な支援というものが必要なのではないかなと思つてすけれども、それはいかがでしょうか。

政府参考人（安田充君） 委員御指摘のございましたように、本来、全地方公共団体に内部統制に関する基本方針の策定、内部統制体制の整備が求められるものというふうに考えているところでございます。すけれども、やはり地方公共団体の負担というものも考えなければいけないと考えた次第でございます。

そのために、今回提案しておりますように、まずは組織や予算規模が大きくその必要性が比較的高いと考えられる都道府県知事及び指定都市の市長に対してのみ義務付けるということにいたしましたわけでございます。

その他の市町村長は努力義務といたしているわ

でございますけれども、私どもいたしましては、それらの市町村に対しまして、先行的モデル事例を紹介するとか、あるいは他の団体の取組事例を紹介するなどによりまして、必要な情報提供、技術的助言により支援してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

那谷屋正義君 是非、必要な情報提供をしていただくことよって、小さな規模のところでもリスク管理がしっかりできるよつにしていくことが重要ではないかと思ひます。

今回の法案の中で、監査制度の充実強化ということ、これは非常に重要なことだということ、思ひますが、その監査基準の策定について法案では、監査委員は監査基準に従つこととし、監査基準は各地方公共団体の監査委員が定め公表というふうになつてゐるわけ。

これも午前中、実は参考人の方から、表現が的確かどうか分かりませんが、ありました。これで本当にいわゆる中立というか、しっかりと監査ができるのかなという疑問が持たれても不思議ではない。監査の実施主体である地方公共団体の監査委員が監査基準を自ら策定するということ、やはり疑問を持たれる部分だろつというふうに思ひます。

やはり実施主体とは別のいわゆる第三者、これも先ほど申し上げました小さな市町村では負担が

大きいということもあるんでしようけれども、適切な基準を定めて、それにのつとつて監査委員が監査を実施することが本来の監査制度の充実強化に寄与するのではないかと、思ひます。

また、大臣が指針を示されて必要な助言を行い、定められる監査基準も公表されるというふうになつてゐますけれども、逆に一歩踏み込み過ぎちゃつと、今度はいわゆる地方自治の地方分権ということに対して差障りが出てくるということ、ありますけれども、その辺のさじ加減、結構難しいんですが、大臣はどのよつにお考えでしょうか。政府参考人（安田充君） 私の方からまずお答えをさせていただきます。

午前中にこれも御議論いただいたと承知しておりますけれども、第二十一次地方制度調査会では、全国的な統一的な監査基準ということが提言され、それを全国的な共同組織ですね、地方団体の共同組織においてこれを設けると、提言されていたわけでございますけれども、その後、監査委員の協議会の方々などの意見交換によりまして、それらの意見を踏まえて再検討を行い、今回のよつな形で御提案を申し上げてゐると、思ひます。

今回の内容でございますけれども、御指摘ございましたよつに、監査委員は監査基準を定めてこ

れに従つて監査を行うということにする一方で、全国的な監査の質の向上を図るため、総務大臣の責務として監査基準の策定に関する指針を示し、総務大臣がこれ助言するということにいたしてゐるわけでございます。各地方公共団体の監査委員は、この指針、助言を踏まえながら個別の地域の実情に応じた監査基準を定めることになりまして、恣意的な監査基準や監査とは考えられないところでございます。

また、この指針、助言というのはあくまで助言でございますので、拘束力はないわけでございます。各地方団体は必要があれば自分で判断して別の基準も作れるということ、自主性を損なうということにもならないのではないかと考えている次第でございます。

那谷屋正義君 まあ自主性が損なわれないよつなものを是非考えていただきたいというのが思ひます。といひますのは、やはり国がこつ言つてゐるからやつぱりこの枠はある、たがが結局ある程度はめられちゃう可能性はあるわけ、それだけやつぱり国のやる仕事というのは、地方に対する影響、いい悪いは別にしてまだまだ大きいというふうに思ひますので、その辺も加味しながらお願いをしたいというふうに思ひます。

監査委員は長が議会の同意を得て職見を有する者及び議員のうちから選任する、つまり議選でな

くてもよいというふうな形に今回なつたわけでありませぬけれども、これも午前中相当議論がありまして。監査主体の独立性というものを考えたときに、監査を受ける者から独立して監査機能を發揮するということで考えれば、外部監査制度の充実や外部の専門的知見の活用など外部の視点からの監査を充実することや、監査の実施に当たって監査委員の権限を拡充することによって監査の独立性の向上につながるのではないかと。この第三十一次地方制度調査会答申で言っているわけでありませぬけれども、私が思うのは、議会の中からこの監査委員を選出するということになると、本当に独立性というものが担保できるのかどうかというふうなことが懸念されるわけですが、これも、ここは、じゃ、大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） まず、第三十一次地方制度調査会においても監査の独立性を高める方が検討されたんですが、監査委員の選任方法を公選とすることについては、監査委員としての専門的な能力を有する人材の立候補が期待できるのか、また、議会による選挙とすることについては、実質的なメリットがあるのか、その場合の監査委員の制度的な位置付けをどのように考えるのかといった課題もあることから、慎重に考えるべきとされておりました。

この監査主体のとにかく独立性というものをし

っかり担保しなければいけないんですが、この独立性というのは監査を受ける者から独立して充実した監査機能を發揮することと考えられますので、今回の改正案では、監査専門委員の創設による外部の視点からの監査の充実や勧告制度の創設による監査委員の権限の拡充、それから、条例によって包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和によってこの外部監査制度の充実を促すといったことなどを行つこととしております。

議選の監査委員の選任につきましては、これは選択制ということでございますけれども、これはやはり先ほど来申し上げておりますような形で、まずは監査主体の独立性ということを保証しながら、今後より良い制度に向けて検討を続けてまいります。

那谷屋正義君 独立性を担保された監査制度の下でというのは非常に重要なことなので、是非そこもこれもこれから注視していただきたいと思っております。

それを前提として、今回、損害賠償請求などがあつた場合に、例えば一つは長の免責というものが認められるようになるわけですね。一方でその免責を認めておきながら、逆に言つと議会が、もちろん独立性の強い監査委員からの勧告等々を受けながら、それをなしにするということも、放棄することもできるといふふうになつていふ。何

でこんなものになつていふのかと富山市長も非常に不思議に思つていましたけれども、何か全体的に矛盾してないかなど。免責というものを決めておきながら、実はそれ全部なしにすることもできると。どつちに重きがあるんだという、そんなのが何が普通に考えて疑問に思つていふけれども。

総務省は、この放棄ができる場合の制限についてどのような場合を想定していらつしやるんでしようか。

政府参考人（安田充君） お答えいたします。

今回の改正案で免責条例制度が導入されれば、これとの均衡から、故意、重過失の場合の放棄でございませぬとか最低責任負担額を下回る放棄の議決は今後は慎重に判断されるものになると考えているところでございます。

議会の議決による放棄、今後行われる場合どういふものがあるかということでございますけれども、今の時点で全ての具体例を想定しているわけではございませんけれども、例えば住民訴訟において多額の責任追及を受けた長が死亡し、残された遺族が到底支払い切れないような多額の損害賠償債務を負わざるを得なくなつたような場合などには、個別具体的な事情を踏まえて議会の議決による放棄を行うことはあり得るといふふうにご

那谷屋正義君 参議院の総務委員会は、党派を

超えてその制度を良くするために知恵を出し合うという、そういうふうな私も受け取っておりますが、実は衆議院の方で、うちの方は委員会ときに修正案を提出させていただいたわけであり、その趣旨は、地方公共団体の長を含む職員に対する行為又は怠る事実に関する当該職員等に対する損害賠償又は不当利益返還の請求権は、やむを得ない事情によるものであると認められる場合等を除くほか放棄することができないということである程度そこに歯止めをつくる必要がある。そうしなければこの住民監査請求制度が何のためにあるのかという、そういうふうなことも先ほど参事人の方は言われていましたけれども、そういうところにつながってしまうということでもあります。その辺についてはどのように受け止められているでしょうか。

政府参考人(安田充君) 議会による権利放棄議決の有効性ということにつきましては、平成二十四年の最高裁判決において一定の判断枠組みが示されているわけでございます。この判決におきましては、この議決による権利放棄につきまして、議会の裁量権に基本的に委ねられているとして、諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たると認められるときは議決は違法となり、放棄は無効となる

と、このように判示をしているわけでございます。これについては、最高裁の考え方、整理されたものというふうな考えでございまして、したがって、御指摘の客観的な基準を設けるべきという御指摘でございますけれども、住民訴訟で問題になる事案は様々でありまして、どのような場合に放棄を禁止、あるいは許容すべきかについて明確に基準を設けることは困難でございます。今申し上げました最高裁判決の判断枠組みというものが設けられておりますので、今後はこの判決を踏まえて各団体において慎重に検討がなされることになるというふうな考えでございまして。

那谷屋正義君 今、具体的な判断基準という話はその次の質問なんですけれども、そうじゃなくて、これも結構あやふやといえはあやふやなんですけど、要するに、やむを得ない事情によるものであると認められる場合等を除いてもう放棄はできないんだよというふうなことをすることがこの住民監査請求というものを、もうそれこそ請求する側は物すごく労力、時間を掛けてやるわけでありますから、それはやはり、住民、その町を良くしようとするこの中から出てくる話だと思っております。ですから、そこところはやはりこの住民監査請求権が奪われないというか、失われないうようにしてあげるといことは本来大事なことで、

なんだろうと思えます。

一方で、私自身も、全てのこと为首長さんに大変な重い責任が掛かるとなると、首長のなり手がそのうちいなくなっちゃうんじゃないかというふうな、そんな心配も実は私自身持っています。自分でこの市をこんなふうにしたんだというふうに思ったことが法に触れるか触れないかということをもちろんしっかり調べることは大事なんですけれども、しかし、この町はこういふふうにしていくんだという、そういう志があつて首長さんになられるんだろうと思うので、それが仮に途中で失敗に、仮にというか、失敗になったときに、それを物すごく重い責任が個人、まあ個人じゃないんですけれども、掛かってくるというふうなことになる、さっき出てきた萎縮効果というものにつながってしまう。そういう意味では、その辺非常に微妙なんですけど、せめて、いわゆるやむを得ない事情によるものであると認められる場合等を除くほかという、そういう部分はやっぱり生かしていただきたいというのが思っています。

実はさっき議論がされましたけれども、軽過失って一体何なんだと、過失に重過失も軽過失もあるのかというふうなことなんですけど、それについて議論がありましたのでここは省略いたしますけれども、是非、私もこれはやはり一定の客観的な基準というものを示すべきではないかというふう



うに思っているところでありませぬ。

もう時間がほとんどなくなってまいりました。最後になりますけれども、条例で定める場合の免責に関する参酌基準や責任下限額については国が設定するというふうになっております。住民訴訟の違法行為抑止効果を減殺することのないように国は詳細を設定しなければならぬというふうに思っています。

本法律案には、その参酌基準、責任下限額についての詳細な設定に関する事項が記されておりませぬ。先ほど来、民間の場合はこうだというふうな話が出ていましたけれども、その辺はもちろぬ地方が独自で条例で定めるということになるのかも知れませぬが、総務省としてその辺のことはどの程度に設定するのが妥当というふうに考えているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

政府参考人（安田充君） お答えいたします。

今回新設いたします地方自治法第二百四十三条の二でございますが、地方公共団体の自主的な判断を尊重し、最低責任負担額の設定を条例に委任するものでございます。

一方で、条例の制定、改廃に当たりまして、政令におきまして、目安として会社法などの規定を参考に参酌基準を設けた上で、過度に低額な最低責任負担額が設定されることがないよう、最低額を設けることとしておこなっております。

参酌基準につきましては、他の立法例を参考に、年収額を基準として、職責などを考慮した一定の乗数を乗じて算出した額とすることが考えられると思ひております。

この他の立法例でございますけれども、会社法等を参考にした場合に、乗数といたしましては、長としては六倍、委員会の委員又は委員などについては四倍、監査委員については二倍といったことが考えられますけれども、具体的には、国会での御審議でございますとか、改めて有権者の意見も聞いた上で政令で規定することにいたしたいというふうに考えております。

那谷屋正義君 時間が来たので、これで終わります。

江崎孝君 私からも、千日、おめでとございませぬ。心からお祝いを申し上げます、ずっと総務委員会にいましたから、大臣の大臣の期間、ずっと私も総務委員会にいたしていただいて、これからもそういう関係にいたいと思ひますけれども、まず、第三十一次答申の件からお話をさせてもらいたいですけれども、これが、答申の中身が、命題というか、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申という、こつこつという冒頭の題名が付いているとあり、人口減少社会への対応というのが中心議題になっているわけです。ですから、これからというか、

私も自治体におりました。それで、まだまだ若い頃、もう髪のももまだふさふさあった頃ですね、ある仕事をさせられて、二十三歳ぐらいだったと思ひんですけれども、農村総合整備モデル事業という仕事をしたときに企画書を書かされた。そのときの一つのテーマが、超が付いていましたね、超少子高齢化社会の到来に備えての農村の在り方はどうあるべきかという。もう四十年ぐらい前から少子高齢化社会の到来というのはもつこの社会の当たり前の将来像だったわけですね。

それがここに来て、先ほど参考人のお話からもあったとおり、人口が突然減り出したわけじゃなくて、ずっと兆候があったわけで、それがここ数年の消滅自治体という非常に衝撃的な調査報告から一気に地方創生という動きに掛かってくるわけですから、改めて、人口減少社会、その意味で第三十一次答申ではそういう話があったということなんです、それに対して総務省も様々な取組をされているものだろうというふうに思ひます。

この第三十一次答申の中にもありますとおり、前回の三十次答申であった連携中枢都市圏構想という、これ、前回の三十次答申で出て、前回の地方自治法改正で、何か専門的には連中、連中と言っらしいんですね、これ内部では。何のことだろうと思ひたら、連携中枢都市のことを専門語で連中と言っらしいんですね、私も連中と言わせ